

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

嘉麻市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	桑野第1集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	桑野第2集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	桑野第3集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	桑野第4集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	高屋集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	小野谷集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	グリーントウン屏下
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	西馬見区集落組合
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	平迫集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	長野集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	泉河内中山間地事業組合
	○			山田地区	無	R2～R6	原集落
	○			山田地区	無	R2～R6	佐古末旨集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	東畑集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	荒谷集落
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	椎木集落組合
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	個人協定1
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	一丁五反、芥田集落活性連合会
	○			嘉穂地区	無	R2～R6	東馬見中山間地事業組合